

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一九三〇番一地先まで</p>	<p>比企郡小川町大字上横田 字稲荷前五二九番一地先から 同郡同町大字上横田字坂下</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・二〇〇～一七・八〇</p>	<p>九・七〇〇～一六・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一八〇・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>歩道整備工事による。</p>	<p>備考</p>